

第4章 関係地域

第4章 関係地域

4-1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3 キロメートル以内の地域」を基準として設定するものとする。

4-2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4-1 に示すとおりであり、以下の 6 市の一部が含まれる。

- ・吉川市
- ・三郷市
- ・越谷市
- ・八潮市
- ・草加市
- ・千葉県流山市

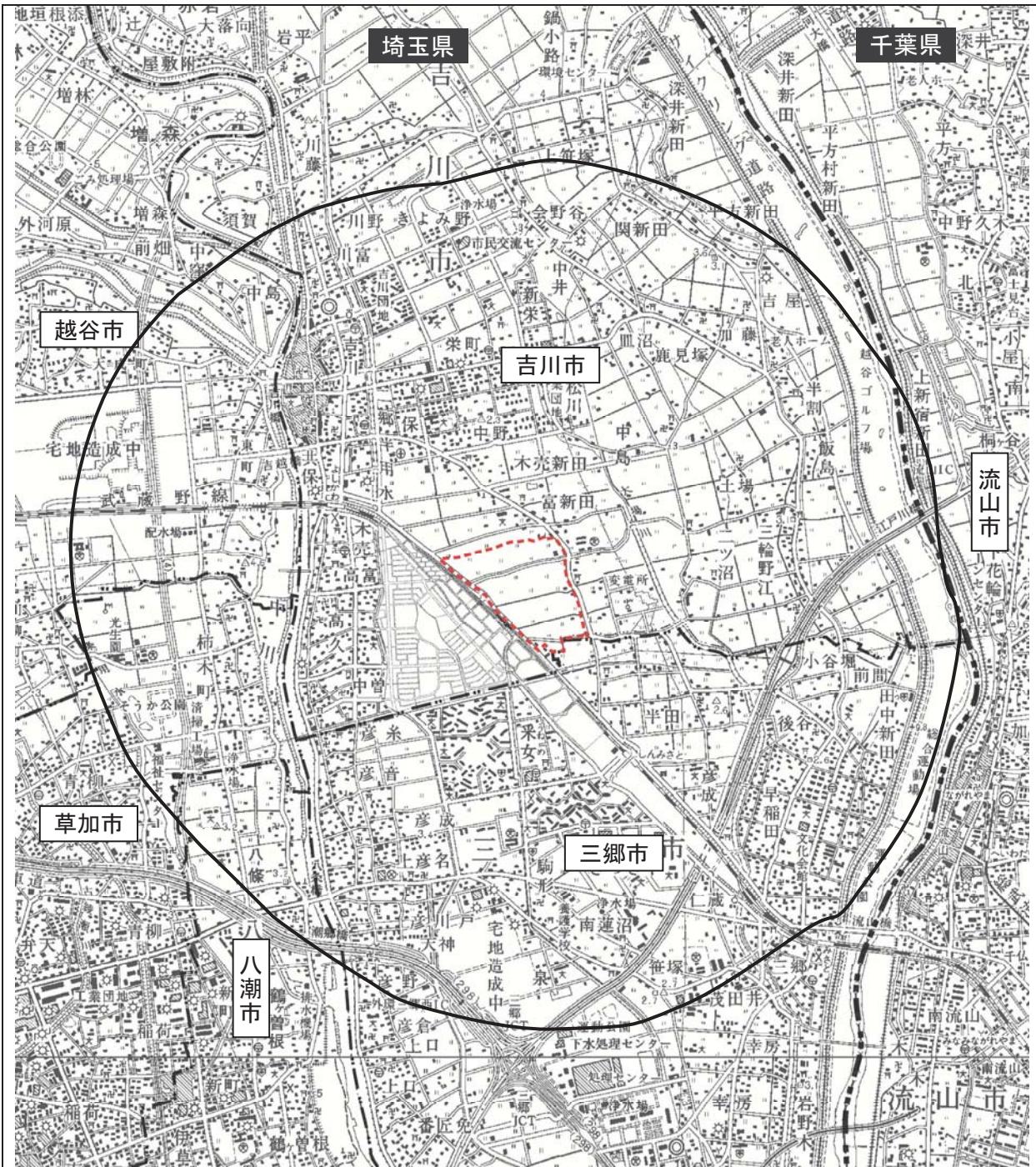


図 4-1 環境に影響を及ぼす地域

凡 例

: 計画地

: 行政界



1 : 50,000

0 1 2km

この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（野田・東京東北部）を使用したものである。